**株式会社 山のせ　行動計画**

短時間勤務の労働者にとっても、家庭生活と職業生活を両立させながら能力を発揮し活躍できる職場にします。そのために必要な雇用環境の整備として、次のような行動計画を策定します。

1．計画期間　　令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2．内　　容

目 標 1.　パートタイマーを対象とした時間帯責任者制度を設け、

全店舗にそれぞれ２名以上を配属する。

（女性が占める割合を考慮し、80％を女性とする。）

≪ 対　策 ≫

令和 4年　4月～　雇用条件、業務と責任の範囲等について検討

令和 4年 10月～　制度導入

令和 4年 10月～　ポスターの掲示、説明会の開催で制度を周知

令和 5年　4月～　評価方法について検討を開始

令和 5年 10月～　時間帯責任者を任命

目 標 2.　時間帯責任者を養成するための研修を実施する。

≪ 対　策 ≫

令和 4年　6月～　研修プログラムを作成

令和 4年 11月～　研修参加者を募集・選考

令和 5年　2月～　研修開始

令和 5年　7月～　研修終了

令和 5年 10月～　第二期の研修実施について検討

目 標 3.　時間帯責任者の勤務を支援する仕組みをつくる。

≪ 対　策 ≫

令和 5年　8月～　相談窓口の開設

令和 5年 11月～　育成研修と面談を定期的に実施

令和 6年 10月～　全従業員を対象に社内アンケートを実施